

使用前事業者検査の実施に関するご確認項目

2020年3月19日

東京電力ホールディングス株式会社

1. はじめに

4月の改正原子炉等規制法の施行に向け、2月25～28日の期間で弊社柏崎刈羽原子力発電所において、使用前事業者検査の試運用を行っていただきました。その中で、今後の使用前事業者検査の運用に関し、ご確認させていただきたい項目があるため、下記のとおり内容を取りまとめました。

2. 確認事項

(1) 使用前事業者検査の独立性の確保

試運用において、弊社が考える使用前事業者検査の独立性を確保する体制について、下図のとおり説明をさせていただきました。

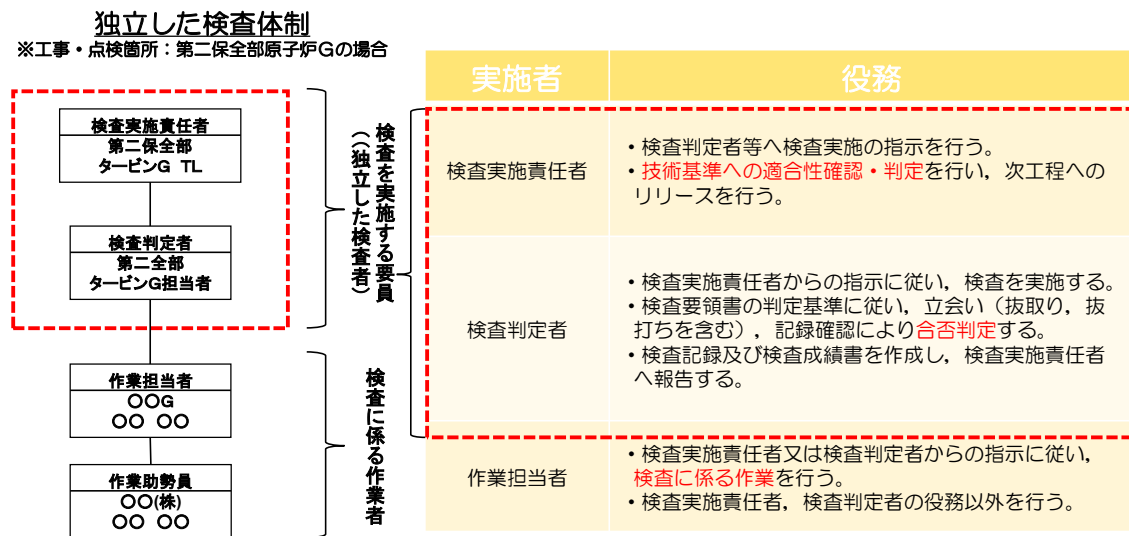


図1 使用前事業者検査実施時の体制

この中で、作業担当者、検査助勢員については、検査に関する合否判定を行うものではなく、検査実施責任者、検査判定者の指示に基づき、検査に係る作業（運転調整、データ採取等）を行うものです。このため、これらの作業者は、検査を実施する要員ではなく、独立性の確保を要求されている範囲ではない、と考えていますが、その解釈で問題がないか、確認させていただきたい。

一方、溶接作業に係る使用前事業者検査（以下、使用前事業者検査（溶接））については、使用前事業者検査（溶接）プロセスを検査実施部門が実施することで、工事実施部門

からの独立性を確保します。検査を社外へ発注する方法については以下のとおりとすることを考えていますが、このような運用を行うことで問題がないか、確認させていただきたい。

【社外への検査の発注】

- ・ 工事に係る仕様は工事実施部門が承認し、検査に係る仕様は検査実施部門が承認し、契約は一括で発注する。
- ・ よって、検査に係る仕様は検査実施部門から発注され、工事実施部門の関与は無いため、社外の検査員は工事実施部門からの独立性が確保される。

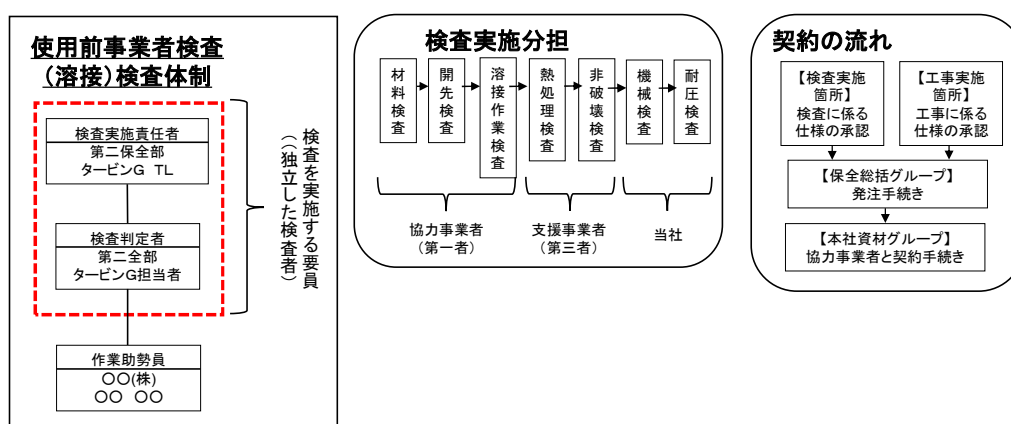


図2 社外への検査の発注における分担、契約の流れ

(2) 社内 QMS に基づいて準備する設工認資料

今後、7号機の工事計画が認可されるまでの期間に実施される工事や、1～6号機において実施する工事計画手続き不要の工事に関し、使用前事業者検査の実施が必要となった場合には、改正法において要求されている「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」、また、検査の判定基準に用いる「設工認の記載内容」を整理した図書を準備する必要があります。

これらの図書については、下記のとおり準備することを考えています。

まず、「工事の方法」については、工事における安全管理の内容や工程管理、検査実施内容等が記載されるものであること、また、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」については、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法等が記載されるものであることから、個別工事単位ではなく、号機単位で準備することが適切であると考えています。このため、各号機ごとに、弊社内で QMS 文書として規定する「設計管理基本マニュアル」に従い、技術図書として整備しておくことで考えています。

一方、「設工認の記載内容」については、個別工事単位ごとに、当該工事の対象設備に関する要目表の記載内容及び基本設計方針の記載内容について、「①最新既工認」及び「②現時点において、本来記載されるべき設工認の記載内容 (記載の適正化として整理される内容)」を明確にする必要があると考えています。

これを踏まえ、弊社内で QMS 文書として規定する「設計管理基本マニュアル」に従い、設備状況を整理（最新工認図書は①の内容であるが、設備の状態が②であることについて妥当であることを整理）した図書を作成します。その上で、工事実施後の設備の状態が②の図書の通りであることを確認することで考えています。

改正法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 2 項 2 号の規定は「その工事が認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること」となっており、上記運用は厳密には認可を受けた設工認との整合を確認するものではございませんが、このような運用を行うことで、問題がないか確認させていただきたい。

(3) 使用前事業者検査の要否

設工認の手続きが不要な工事を実施した場合において、使用前事業者検査の実施が必要となるものについては、以下のような考え方で整理することで考えている。

【改正法第 4 3 条の 3 の 1 1 (抜粋)】

・・・設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

⇒ 設置又は変更の工事を行う場合には、使用前事業者検査が必要

設置の工事と変更の工事の具体的な内容については、「設計及び工事の計画に係る手順ガイド」に記載があり、既に設置されている原子炉施設においては、変更の工事に該当する工事を行った場合に、使用前事業者検査が必要となる。

事業者としては、改正法施行以降に発電所で発生する工事が変更の工事に該当する場合、漏れなく使用前事業者検査を実施するため、使用前事業者検査対象選定のフロー（別紙（1））を各社の社内マニュアル等に定め、運用することとしている。

このような運用を行うことで、問題がないか確認させていただきたい。

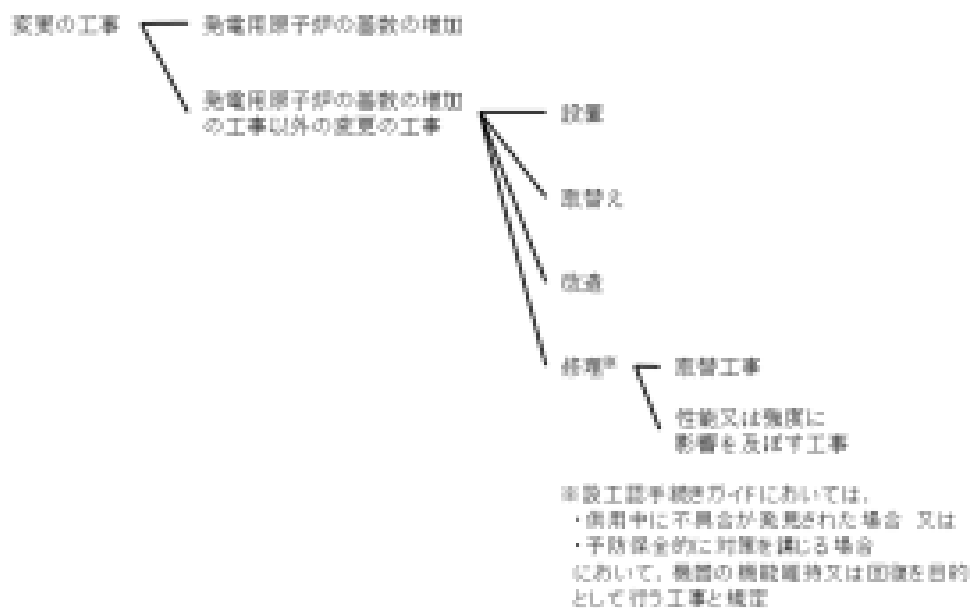


図3 変更の工事の種類

(4) 検査の実施時期に関する考え方

今後実施する使用前事業者検査では、以下のような状況下で検査を実施する場合が考えられる。これらの考え方について、問題がないか確認させていただきたい。

① 発電所内に予備品が確保されており、工事による交換が容易な場合

ある設備で不具合が発生した場合、もしくは、点検によって異常が確認された場合で、発電所内に当該設備の予備品が確保されている場合には、早期の復旧が可能になる可能性がある。このような場合において、使用前事業者検査の実施が必要なものについては、早急に検査を実施し、設備の交換を行いたい。場合によっては、規制庁殿への検査実施の連絡が、直前もしくは事後になってしまう場合も想定されるが、早期の安全確保のため、検査を実施したいと考えている。

② 運転上の制限の逸脱からの復帰を早期に果たす場合

ある設備で不具合が発生した場合において、当該設備の機能喪失が運転上の制限の逸脱に繋がる場合、当該設備を早期に復旧する必要がある。

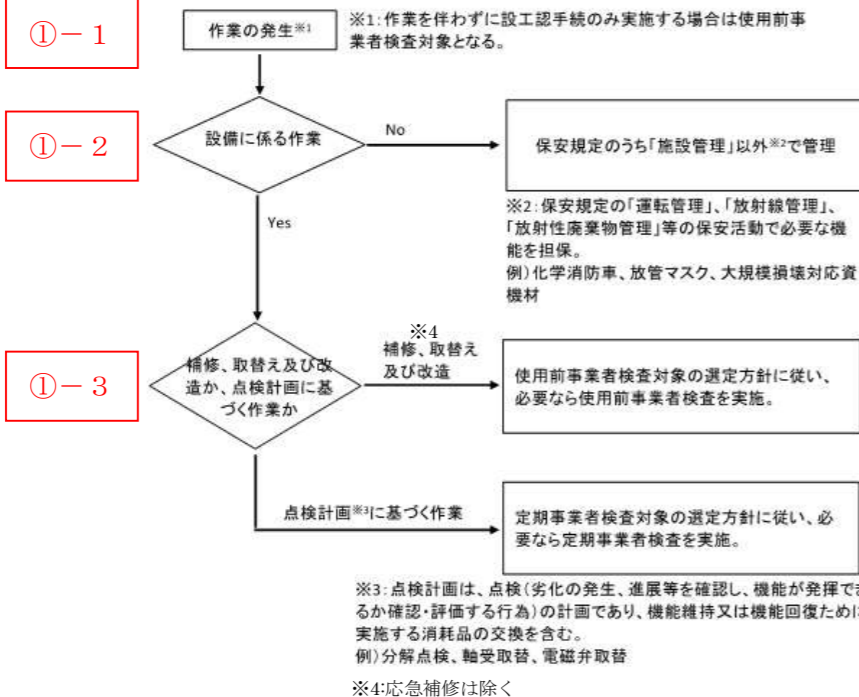
この場合については、運転上の制限の逸脱からの早期復帰を優先することが、安全性の確保の観点からも必要であると考え。このため、発電所内に予備品が確保されている等により早期に運転上の制限からの逸脱から復帰することが可能である場合には、検査の実施については、事後検査も可能とする運用としていただきたいと考えている。具体的には、運転上の制限への復帰を優先し、当該操作が終了した後、記録確認等による検査を実施し、設備の使用にあたって問題ないことを確認することを考えています。

3. 別紙

- (1) 使用前事業者検査対象選定フロー
- (2) 品管規則に基づく検査の独立性確保について

以上

2. 使用前事業者検査（旧使用前検査）実施要否検討フローの運用及び解釈

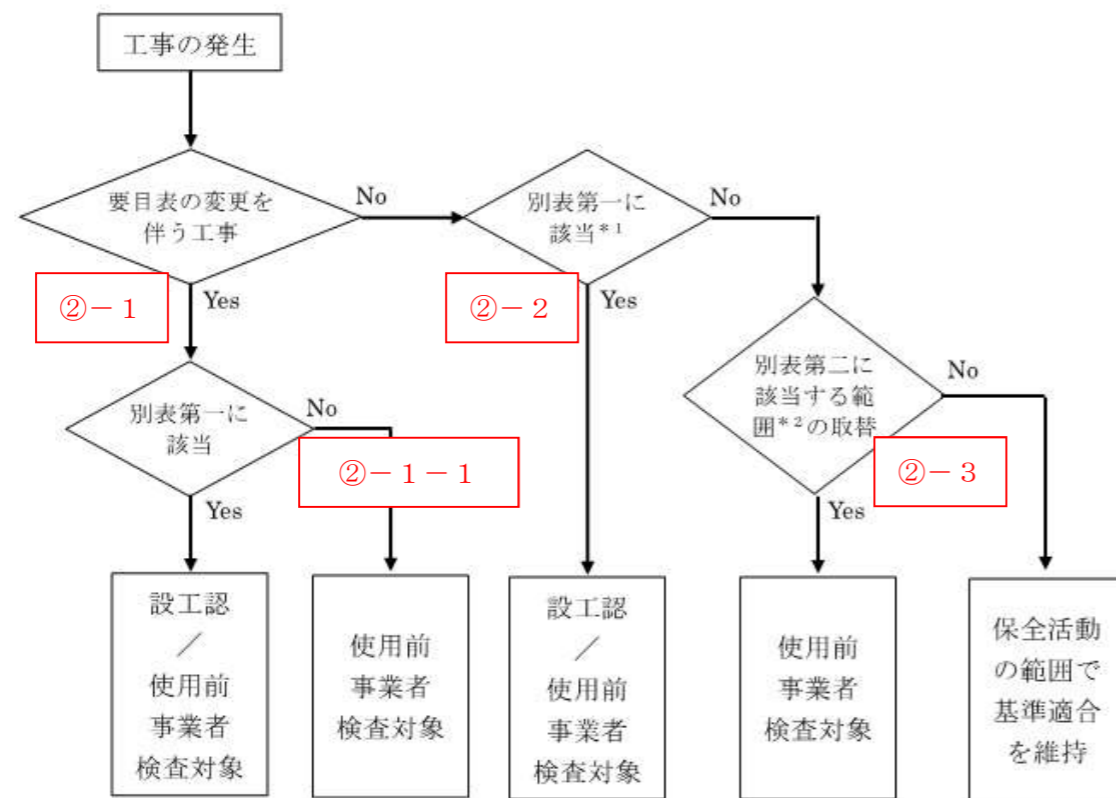
使用前事業者検査 実施要否検討フロー（平成30年3月版：第16回WG資料（平成30年3月19日））	使用前事業者検査の実施要否 運用及び解釈														
<p style="text-align: right;">資料②</p> <p style="text-align: center;">使用前事業者検査対象の整理について</p> <p>1. 事業者検査の整理に関する基本的な考え方 プラント供用期間中における事業者検査の整理について、対象となる検査の基本的な考え方を図-1のフローに示す。 プラント供用期間中に実施する作業のうち、設備に係る作業に関し、当該作業が補修、取替え及び改造に該当するものについては、設備を新たなものに変更する作業であることから、使用前事業者検査の対象となるか否かの選定方針に従って検査要否を判断する。また、当該作業が、点検計画に基づいて実施するものについては、設備が有する機能を維持もしくは回復する作業であることから、定期事業者検査の対象となるか否かの選定方針に従って検査要否を判断する。なお、設備に対する作業を伴わず、設工認に係る手続きのみを実施する場合（設備の共用化や主配管登録等）については、設工認図書の変更を伴うものであることから、使用前事業者検査の対象として管理する。 一方、設備に係る作業ではない場合には、保安規定に定める施設管理以外において管理していく。</p>  <p>図-1 事業者検査に関する基本的な考え方</p> <p style="text-align: right;">(8 / 15)</p>	<p><基本事項> 使用前事業者検査の対象の検討にあたり、施設管理において実施する全ての作業を対象に検討を行う。 これらの作業のうち、点検計画に基づく作業（劣化傾向を確認し、点検に合わせて行う消耗品、定期取替品の交換等）は、設工認ガイドにて規定される発電用原子炉施設の変更の工事（以下、変更の工事）のうち、修理の工事に該当しない（使用前事業者検査の対象となる設置又は変更の工事の考え方については、添付資料（1）参照）ため、使用前事業者検査の対象とはせず、定期事業者検査を含めた保全活動により基準適合性を確認する。使用前事業者検査は補修、取替え及び改造に対して設定する。 工事の対象設備について、設工認の要目表での記載の有無、及び基本設計方針での記載の有無、当該設備に対して過去に実施した適合性確認検査又は使用前検査の判定基準への影響等を考慮し、次ページ以降に示す図-2及び図-3の双方に従って、使用前事業者検査の要否を判断する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">①-1：作業の発生</td> <td>ここで言う作業とは発電用原子炉施設に対するものに限定せず、発電所で発生する全ての作業を言う。発電所で作業が発生した場合には、使用前事業者検査の要否を確認する必要がある。 なお、設備等の実物の変更を伴わない場合であっても、基本設計方針の変更等は改造の工事に該当し、設工認の手続きに加えて使用前事業者検査要となる場合があることに注意。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">作業を伴わない改造工事の例) 設備の共用化、既設配管の主配管化、基本設計方針の変更 等</td> </tr> <tr> <td>①-2：設備に係る作業</td> <td>ここで言う設備に係る作業とは設工認の要目表もしくは基本設計方針に記載される設備に関する作業を言う。作業のうち、保安規定における「施設管理」に該当しない作業については、「運転管理」「放射線管理」「放射性廃棄物管理」等の保安活動において技術基準への適合性を担保するものであることから、使用前事業者検査の対象としない。 ただし、基本設計方針において記載している資機材については、①-3以降で使用前事業者検査の実施要否を確認する必要がある。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Noの例) 人員輸送用車両・搭載型トラッククレーン（ユニック）・ホース展張車の配備、放射線管理用マスクの配備、その他設工認（基本設計方針含む）に記載されない資機材に係る作業（再購入、追加配備、位置変更 等）</td> </tr> <tr> <td>①-3：補修、取替え及び改造か、点検計画に基づく作業か</td> <td>保全計画の点検計画、長期施設管理方針に基づく作業は、設備の機能維持及び劣化管理（発生及び進展の防止）を目的として行う作業であり、変更の工事のうち修理の工事に該当しないため、使用前事業者検査の対象としない。 ただし、点検計画に基づく作業であっても、設工認申請を行う場合（運用変更含む）は、図-2及び図-3のフローに従い、使用前事業者検査の要否を判断する 一方、補修、取替え及び改造についてはその作業内容に応じ、図-2及び図-3のフローに従って、使用前事業者検査の要否を判断する。なお、補修、取替え及び改造に伴って発生する消耗品・定期取替品の交換についても、交換品の仕様変更となる場合には当該設備の機能に影響する可能性があることから、図-2及び図-3のフローに従って、使用前事業者検査の要否を判断する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検計画に基づく作業の例) 定期的実施する分解点検に伴うガスケットやパッキン等の消耗品の交換、点検計画、長期施設管理方針において定められている定期取替品の交換、燃料取替計画等に基づく炉心における燃料体および内挿物の取替 等 ※消耗品・定期取替品の例については添付資料（2）参照</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補修、取替え及び改造の例) 点検計画等でない作業 仕様変更を伴う作業 等（図-2及び図-3のフローによる判断が必要）</td> </tr> </table> <p>ただし、従来規制側による旧燃料体検査として受検していた燃料集合体の構造、強度、漏えいに係る検査については、設工認変更申請が不要な場合であっても、製造の都度使用前事業者検査（燃料体）を実施する。</p>	①-1：作業の発生	ここで言う作業とは発電用原子炉施設に対するものに限定せず、発電所で発生する全ての作業を言う。発電所で作業が発生した場合には、使用前事業者検査の要否を確認する必要がある。 なお、設備等の実物の変更を伴わない場合であっても、基本設計方針の変更等は改造の工事に該当し、設工認の手続きに加えて使用前事業者検査要となる場合があることに注意。	作業を伴わない改造工事の例) 設備の共用化、既設配管の主配管化、基本設計方針の変更 等		①-2：設備に係る作業	ここで言う設備に係る作業とは設工認の要目表もしくは基本設計方針に記載される設備に関する作業を言う。作業のうち、保安規定における「施設管理」に該当しない作業については、「運転管理」「放射線管理」「放射性廃棄物管理」等の保安活動において技術基準への適合性を担保するものであることから、使用前事業者検査の対象としない。 ただし、基本設計方針において記載している資機材については、①-3以降で使用前事業者検査の実施要否を確認する必要がある。	Noの例) 人員輸送用車両・搭載型トラッククレーン（ユニック）・ホース展張車の配備、放射線管理用マスクの配備、その他設工認（基本設計方針含む）に記載されない資機材に係る作業（再購入、追加配備、位置変更 等）		①-3：補修、取替え及び改造か、点検計画に基づく作業か	保全計画の点検計画、長期施設管理方針に基づく作業は、設備の機能維持及び劣化管理（発生及び進展の防止）を目的として行う作業であり、変更の工事のうち修理の工事に該当しないため、使用前事業者検査の対象としない。 ただし、点検計画に基づく作業であっても、設工認申請を行う場合（運用変更含む）は、図-2及び図-3のフローに従い、使用前事業者検査の要否を判断する 一方、補修、取替え及び改造についてはその作業内容に応じ、図-2及び図-3のフローに従って、使用前事業者検査の要否を判断する。なお、補修、取替え及び改造に伴って発生する消耗品・定期取替品の交換についても、交換品の仕様変更となる場合には当該設備の機能に影響する可能性があることから、図-2及び図-3のフローに従って、使用前事業者検査の要否を判断する。	点検計画に基づく作業の例) 定期的実施する分解点検に伴うガスケットやパッキン等の消耗品の交換、点検計画、長期施設管理方針において定められている定期取替品の交換、燃料取替計画等に基づく炉心における燃料体および内挿物の取替 等 ※消耗品・定期取替品の例については添付資料（2）参照		補修、取替え及び改造の例) 点検計画等でない作業 仕様変更を伴う作業 等（図-2及び図-3のフローによる判断が必要）	
①-1：作業の発生	ここで言う作業とは発電用原子炉施設に対するものに限定せず、発電所で発生する全ての作業を言う。発電所で作業が発生した場合には、使用前事業者検査の要否を確認する必要がある。 なお、設備等の実物の変更を伴わない場合であっても、基本設計方針の変更等は改造の工事に該当し、設工認の手続きに加えて使用前事業者検査要となる場合があることに注意。														
作業を伴わない改造工事の例) 設備の共用化、既設配管の主配管化、基本設計方針の変更 等															
①-2：設備に係る作業	ここで言う設備に係る作業とは設工認の要目表もしくは基本設計方針に記載される設備に関する作業を言う。作業のうち、保安規定における「施設管理」に該当しない作業については、「運転管理」「放射線管理」「放射性廃棄物管理」等の保安活動において技術基準への適合性を担保するものであることから、使用前事業者検査の対象としない。 ただし、基本設計方針において記載している資機材については、①-3以降で使用前事業者検査の実施要否を確認する必要がある。														
Noの例) 人員輸送用車両・搭載型トラッククレーン（ユニック）・ホース展張車の配備、放射線管理用マスクの配備、その他設工認（基本設計方針含む）に記載されない資機材に係る作業（再購入、追加配備、位置変更 等）															
①-3：補修、取替え及び改造か、点検計画に基づく作業か	保全計画の点検計画、長期施設管理方針に基づく作業は、設備の機能維持及び劣化管理（発生及び進展の防止）を目的として行う作業であり、変更の工事のうち修理の工事に該当しないため、使用前事業者検査の対象としない。 ただし、点検計画に基づく作業であっても、設工認申請を行う場合（運用変更含む）は、図-2及び図-3のフローに従い、使用前事業者検査の要否を判断する 一方、補修、取替え及び改造についてはその作業内容に応じ、図-2及び図-3のフローに従って、使用前事業者検査の要否を判断する。なお、補修、取替え及び改造に伴って発生する消耗品・定期取替品の交換についても、交換品の仕様変更となる場合には当該設備の機能に影響する可能性があることから、図-2及び図-3のフローに従って、使用前事業者検査の要否を判断する。														
点検計画に基づく作業の例) 定期的実施する分解点検に伴うガスケットやパッキン等の消耗品の交換、点検計画、長期施設管理方針において定められている定期取替品の交換、燃料取替計画等に基づく炉心における燃料体および内挿物の取替 等 ※消耗品・定期取替品の例については添付資料（2）参照															
補修、取替え及び改造の例) 点検計画等でない作業 仕様変更を伴う作業 等（図-2及び図-3のフローによる判断が必要）															

2. 使用前事業者検査の対象選定

現在検討されている使用前事業者検査の対象範囲の整理において、現行制度で工事計画の認可／届出を要さない変更の工事であっても、基準適合性を確認する必要のある工事（「設計及び工事の計画」で設計仕様、基本設計方針に記載すべき機器等にかかる工事）は、使用前事業者検査の対象とする、と整理されている。

これを踏まえ、改造・修理工事にともない実施する使用前事業者検査については、「設計及び工事の計画」の記載事項にしたがい、原則として以下のフローにしたがって実施する。

（1）要目表に記載される設備に関するもの



* 1：別表第一で規定される改造・修理（取替含む）に該当するもの

* 2：別表第二で規定される設備（熱交換器・ポンプ・容器等）の仕様（容量・最高使用圧力・最高使用温度・主要寸法・材料・個数及び取付箇所等）に該当するもの

図-2 使用前事業者検査の対象選定（1）

<基本事項>

図-1での確認において、使用前事業者検査の対象となる可能性があるものについて、設工認に記載される事項に基づいて、図-2のフローに従って使用前事業者検査の要否を判断する。

要目表に記載される設備・機器について、補修、取替及び改造を行った場合には、使用前事業者検査の実施要否を判断する。

②-1：要目表の変更を伴う工事	要目表の変更を伴う工事については、別表第一への該当の有無によらず、変更の工事のうち改造の工事または性能又は強度に影響を及ぼす修理の工事に該当するため、使用前事業者検査の対象とする。なお、「要目表に記載される設備・機器」とは、作業発生時の実用炉規則別表第二にて規定される設備をいう。法改正により従前は別表第二に規定されていた設備が別表第二に規定されなくなり、最新の別表第二と既認可工認図書の要目表との記載に差異が生じる場合があるため、作業発生時には最新の別表第二を確認すること。
Yesの例) ポンプの改造、容器の改造 等 Noの例) 要目表の変更を伴わない工事（次フローによる判断に移行）	

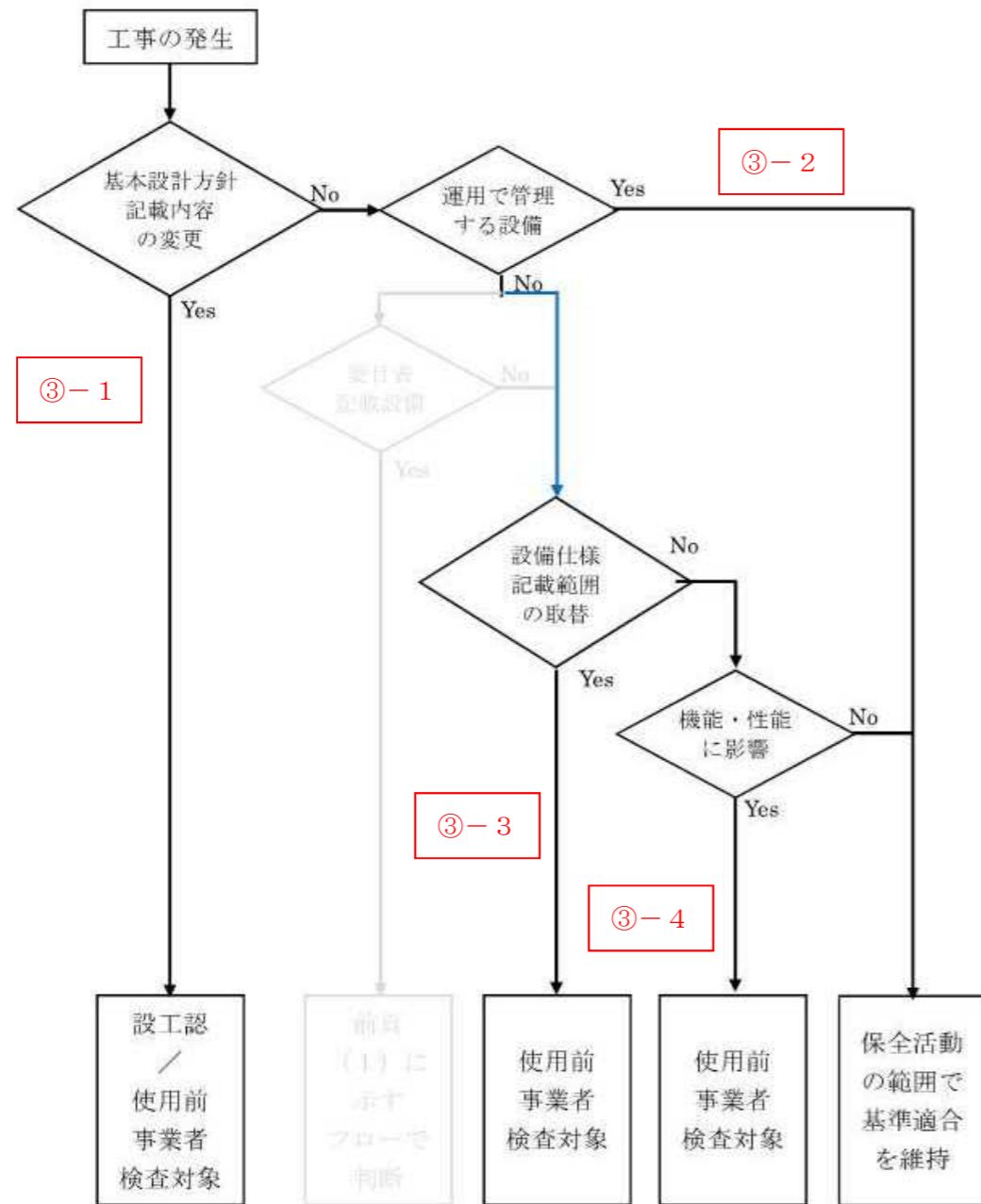
②-1-1：別表第一に該当しない工事	要目表の変更を伴う場合でも、別表第一に該当しない場合がある。この場合でも使用前事業者検査が必要となることに注意する。
別表第一に該当しない工事の例) 廃棄施設のポンプ改造、変圧器の20%未満の容量変更 等	

②-2：別表第一に該当する工事	要目表の変更を伴わない工事で、別表第一に該当する工事の場合には、使用前事業者検査の対象とする（設工認の手続き、及び、確認証の交付が必要）。
別表第一に該当する工事の例) 原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の取替、補助ボイラーの取替 等	

②-3：別表第二に該当する範囲の取替	要目表の変更を伴わない工事で、別表第一に該当しない工事の場合には、当該工事の対象箇所が、別表第二で規定される記載内容の範囲であれば、使用前事業者検査の実施要否を判断する。 別表第二で規定される設備・機器の一式取替、または要目表に仕様（主要寸法・材料 等）が記載される構成部品の取替を実施する場合には、変更の工事における修理の工事のうち取替工事に類するものとみなし、使用前事業者検査を実施する。
--------------------	---

Yesの例) 原子炉冷却系統施設のポンプ一式取替、ケーシング取替、原動機取替、主配管取替 等 Noの例) 要目表に記載されない（別表第二に項目がない）構成部品の取替（ボルト・ナット・ワッシャの変更、ベアリング交換、ライニング修理） 等	
--	--

(2) 基本設計方針に記載される設備（基準適合性を示す設備）に関するもの



設備仕様記載範囲：当該機器の設備構成に対して要目表を参照した場合に、要目表記載事項に該当する範囲

機能・性能に影響：当該機器の設備構成に対して機能・性能を直接担保する範囲

図-3 使用前事業者検査の対象選定 (2)

※「要目表記載設備」は、図-2及び図-3のフローで並行して確認されるものであることから、「要目表記載設備」を図-3から図-2へ戻す必要がないため、今後の運用では上図のとおり修正した上で運用する。

<基本事項>

図-1での確認において、使用前事業者検査の対象となる可能性があるものについて、設工認に記載される事項に基づいて、図-3のフローに従って判断する。なお、設工認の手続きが発生しても、使用前事業者検査が発生しない場合があることに注意。

③-1：基本設計方針記載内容の変更	基本設計方針記載内容の変更を伴う工事については、変更の工事のうち改造の工事に該当することから、使用前事業者検査の対象とする。
Yesの例) 基本設計方針の記載内容を変更する工事（汚濁防止膜の仕様変更 等） Noの例) 基本設計方針の記載内容を変更しない作業（次フローによる判断に移行）	

③-2：運用で管理する設備	基本設計方針に記載される設備のうち、「運用で管理する設備」とは資機材をいう。資機材については、資機材単体に対する直接的な技術基準への適合要求はないことから、使用前事業者検査の対象とはせず、保全活動の範囲で基準適合を維持していく。資機材以外の設備については、No側に移行し、続くフローにより使用前事業者検査の要否を判断する。
Yesの例) 基本設計方針に記載される設備のうち資機材 Noの例) 基本設計方針に記載される資機材以外の設備（次フローによる判断以降）	

③-3：設備仕様記載範囲の取替	基本設計方針において、当該設備の仕様（スペック）が数値として記載され、その記載された仕様に対して影響を与える範囲の工事を行う場合には、変更の工事のうち取替工事に類するものとみなし、使用前事業者検査を実施する。
Yesの例) 寸法、個数等の仕様が基本設計方針に数値として記載された設備に対する、当該仕様に影響を及ぼす可能性がある工事（当該設備の交換） 等 Noの例) 仕様が数値として記載されていない設備に対する工事（次フローによる判断に移行）	

③-4：機能・性能に影響	工事の実施により、過去に当該設備に対して実施した適合性確認検査又は使用前検査の判定基準が変更となる場合には、変更の工事のうち性能又は強度に影響を及ぼす工事に類するものとみなし使用前事業者検査により技術基準への適合性を確認する*。なお、検査の判定基準において別の図書を読み込んでいる場合には、当該図書の改訂・変更が、検査の判定基準に影響するか否かを確認する。また、法令改正等により、過去には規制対象でなかった設備が新たに規制対象となる場合がある。それ以降に当該設備に対して工事が発生する場合には、当該設備には過去に適合性確認検査又は使用前検査を行った実績がないことから、使用前事業者検査を実施し、技術基準への適合性を確認する。一度、使用前事業者検査の実績が出来た以降は、他の設備と同様に、工事の実施の都度、使用前事業者検査の実施要否を判断する。
Yesの例) 過去に実施した基準適合性確認検査において機器の型式まで確認している機器の型式変更 等 Noの例) 標準支持間隔を超過しない範囲での支持構造物の位置変更 等	

※図-3において「機能・性能に影響」まで流れてくる設備は、基本設計方針の記載内容に変更がなく、かつ仕様の記載もない設備である。当該設備の技術基準への適合性は、適合性確認検査又は使用前検査で確認していることから、当該設備の仕様に変更があった場合でも、当該設備に要求される機能を確認するために実施した適合性確認検査又は使用前検査の判定基準に変更がなければ、技術基準への適合性は維持されていると考える。なお、当該設備の仕様に変更となる場合には、設計管理及び調達管理において、要求機能が維持されていることを確認する。

品管規則に基づく検査の独立性確保について

<p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 令和元年七月一日</p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和元年12月25日 原子力規制委員会提示)</p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈 (令和元年12月25日 原子力規制委員会提示)</p>	<p>当社の独立性の確保</p>
<p>第二章 品質管理監督システム (文書の管理) 第六条 2 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。</p>	<p>第二章 品質マネジメントシステム (文書の管理) 第七条 2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。</p>	<p>第7条(文書の管理) 4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。</p>	<p>・検査の独立性の確保は、保安規定に記載されている組織の最小単位の部門を選定する。</p>
<p>三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。</p> <p>(発電用原子炉施設に対する検査試験) 第五十条 6 発電用原子炉設置者は、個別業務及び発電用原子炉施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。</p>	<p>三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>(機器等の検査等) 第四十八条 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。</p>	<p>第48条(機器等の検査等) 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p>	<p>・検査の独立性は、「部門を異にする要員とすることその他の方法」により確保することが求められている。 当社では、安全対策工事及び保全(起動前点検含む)に携わっている組織(グループ)以外から、検査を実施する要員を確保することにより、独立性を確保する。</p>
<p><運用ガイド> 検査の方法については、検査の独立性確保の観点から、検査の判定に係る点検、試験等の実施体制も含めて、全体体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に合致している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。 特に検査に係る要員は、点検、工事等を実施する組織から判定に対して影響を受けないよう配慮する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。 さらに、点検等の結果について可能な限り事後検証が可能な方法とし、事後検証が困難なものについては、より高い独立性を確保した体制で検査を実施する必要がある。</p>		<p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>	<p>・検査を実施する要員とは、検査の重要度に応じて、検査責任・検査判定を担う者をいう。</p> <p>・中立性について 前述の通り、安全対策工事及び保全に携わっている組織以外から、検査に係わる要員を確保する。</p> <p>・信頼性について 検査実施グループの選定にあたり、普段の業務において取り扱っている設備が同様なグループを選定するとともに認定資格(検査従事者)の保有及び検査内容を熟知している者を人選することにより担保する。</p>